

衆憲資第76号

憲法に関する主な論点（第1章 天皇）に関する参考資料

平成24年5月

衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、衆議院憲法調査会報告書を中心に、補充的に各党の憲法に関する提言等をもとにして、憲法に関する主な論点について、「明文改憲が必要」、「明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要」、「いずれも必要ない」の観点から、以下のA・B・Cの3つに分類して主な意見を整理しましたが、必ずしも網羅的なものとなっていないことにご留意ください。

A・B・Cの中で、方向性（趣旨）が異なる意見については、A 1、A 2 .....のように、番号を付しています。

- A 明文改憲が必要
  - A 1
  - A 2
- B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要
  - B 1
  - B 2
- C いずれも必要ない
  - C 1
  - C 2

# 目 次

憲法に関する主な論点（論点表）(第1章 天皇) …………… (巻頭)

**総論（象徴天皇制に対する評価）** …………… 1

## **各論点についての意見の概略**

第1 天皇の地位（天皇の元首性） …………… 2

第2 皇位継承 …………… 7

第3 天皇の行為 …………… 10

1 国事行為 …………… 11

2 国事行為以外の天皇の行為 …………… 11

第4 国旗・国歌、元号 …………… 14

**その他の論点** …………… 16

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第一章 天皇

#### 主な論点とその関係条文

衆議院憲法調査会における議論では、現行の象徴天皇制については、今後とも維持されるべきものとするという意見が多く述べられ、その存廃を当面の憲法問題とする意見はなかった。

関係する 条文	改憲の必要性等 論点		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
	1条	天皇の地位(天皇の元首性)		・天皇は元首であると、憲法に明記すべき。	
2条	皇位継承の問題・範囲		A 1 皇位は男系男子が継承することを、憲法上明確にすべき。 A 2 女性天皇(男系/女系)を容認することを、憲法上明確にすべき。	B 1 旧皇族の皇籍復帰や、旧皇族の男系男子を養子に迎えることにより、男系男子への継承を維持する。 B 2 皇室典範を改正して、女性天皇(男系/女系)を容認すべき。	・現行の皇室典範のままでよい。
3条 4条 6条 7条	天皇の 行為	国事行為	・宮中祭祀(大嘗祭など)を国事行為に加えるべき。		・国事行為の種類を現在以上に増やすべきではない。
		公的行為	・天皇の公的行為を憲法に明記すべき。	・我が国の伝統・文化の継承に関わる行為(公的行為か)については、皇室典範等に明記すべき。	C 1 現行のままでよい。 C 2 憲法に明文の規定のない公的行為などは認めるべきではない。
	国旗・国歌、元号		・国旗・国歌、元号について憲法上明記すべき。		・現行のままでよい。

(参考) 上記以外の条文

5条	摂政
8条	皇室の財産授受

## 総論（象徴天皇制に対する評価）

衆議院憲法調査会における議論では、現行の象徴天皇制については、これを評価し、今後とも維持すべきであるとする意見が多く述べられた<sup>1</sup>。

1章に規定されているように、天皇は、主権の存する日本国民の総意に基づき、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴として、内閣の助言と承認により、国民のために国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しないというあり方（象徴天皇制）については、国民から支持され定着している、また、歴史的に見ても本来の天皇制のあり方に適ったものであるとして、今後とも維持されるべきであるとする意見が多く述べられた。また、天皇制それ自体が我が国の伝統・文化であり、アイデンティティであって、今後とも守っていかねばならないとする意見、現在の天皇制は、あくまでも国民主権、民主主義、人権尊重等の憲法原理と共存するものとして存在しているとする意見等も述べられた。

---

<sup>1</sup> 衆議院憲法調査会報告書では、概ね5年間の調査を通じて多く述べられた意見についてはその旨を記すこととされた。なお、これは、憲法調査会の意思決定における多数を意味するものではない（衆議院憲法調査会報告書229頁）。

「多く述べられた」意見か否かの基準として、当該論点について、積極・消極等の意見を述べた委員の数が一定数以上（概ね20人以上。なお、衆議院憲法調査会の定数は50人）であること の要件をクリアした論点について、意見を述べた委員の数に概ねダブルスコア以上（1対2以上）の開きがあること とされた。憲法調査研究会「衆議院憲法調査会報告書を読み解く1 憲法論議のエッセンスを伝える 「永田町」と国民の橋渡しとして」『時の法令』1808号（2008年）66頁参照。

## 各論点についての意見の概略

### 第1 天皇の地位（天皇の元首性）

衆議院憲法調査会における議論では、天皇の地位については、元首の問題が取り上げられた。天皇を元首と認識すべきか否かについては、意見が分かれた。また、憲法に天皇が元首である旨の規定を置くべきか否かについても両論があったが、元首である旨を明記する必要はないとする意見が多く述べられた。

天皇の地位については、憲法第1条で定められているが、元首に関する規定はない。

#### 【憲法の関連規定】

#### 〔天皇の地位と主権在民〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

#### 【参考】「元首」の意味

内治、外交を通じて国を代表し、行政権を掌握している国家機関、あるいは実質的な国家統治の大権をもたなくても国家におけるヘッダの地位にあるもの等、様々な定義がある。だれが元首の資格をもつかは各国法の定める問題であるが、通常、君主国では君主、共和国では大統領がこれに当たる。旧憲法は明文で天皇を元首としていた。現行憲法下では、だれを元首とみるか学説上争いがあり、天皇とする説、内閣総理大臣とする説、存在しないとする説などがあり、結局は元首の定義いかに帰する問題と考えられる。

(法令用語研究会編「有斐閣 法律用語辞典(第3版)」(有斐閣 2006年)p.374)

大日本帝国憲法

第四条 天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

#### A 明文改憲が必要とする意見

これについては、以下のように、天皇を元首と認識してもよいとの見解に立っている。

君主とは国家元首の地位を世襲する者を指すという意味において、天皇は、現行憲法下にあっても、対外的に我が国を代表するとともに、日本国及び日本国民の統合の象徴を体現し、かつ、国家統治についても重要な権能を有している元首であるという見方が成立する。

国際常識に照らせば、天皇を元首とすることは、厳密には無理がある。しかし、歴史的経緯にかんがみれば、今なお、天皇は、内閣の助言と承認に基づいて、国を代表して国事行為を行うことによって、名誉職的な元首としての機能を果たしているのではないか。

その上で、天皇を元首と認識してもよいとの立場から、天皇は元首であると憲法に明記すべきとして、以下のような意見がある。

元首という言葉を使うかどうかは別としても、内閣総理大臣を任命するのは天皇であり、また、外国の大使及び公使を接受するのも天皇であるから、天皇が国民を代表する地位にあるということを明確にした方がよい。

国のかたちとして、天皇の地位はやはり明確にすべきである。すなわち、天皇は日本国の元首であり、日本国の歴史・伝統・文化及び日本国民統合の象徴として我が国の平和と繁栄及び国民の幸せを願う存在であり、その地位は、主権の存する国民、日本国民の総意に基づくことを確認するというしっかりした国のかたちを明確にする必要がある。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成24年4月27日）

（天皇）

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

【参考】みんなの党 憲法改正の基本的考え方（みんなの党、平成24年4月27日）

（天皇）

日本国・日本国民統合の象徴、

「日本国の元首」を明記

## C いずれも必要ないとする意見

この意見には、C1（天皇を元首と認識してもよいが、天皇が元首である旨を憲法に明記する必要はないという意見）と、C2（天皇を元首と認識することは難しいという意見）がある。なお、C2の中には、天皇は、元首的権限を行使する内閣総理大臣の上にある存在であるという意見や、象徴天皇は元首ではないとする意見がある。

（C1の主な見解）

今の天皇の地位に元首という側面があることは否定はしない。しかし、元

首という呼称に執着するあまり、象徴天皇制から一步踏み込んだ、元首の名にふさわしい権能を新たに規定するなどの措置は慎まなければならない。

元首の要件の一つとして、対外的に国家を代表する権能があるが、我が国においては、認証、接受という形式的、儀礼的な行為しか認められていないこと、今日では、諸外国における元首の地位も名目化されつつあること、また、天皇が自主的に対外的にも元首の役割を立派に果たしていることにかんがみれば、元首ということを明記する意味があるだろうか。むしろ、元首と明記しないところに我が国の象徴天皇制の意義があるのではないか。

天皇の地位について国民的に議論が巻き起こり、これを解決しなければならないという事態が生じた場合には、元首という表現を用いることが適当であろう。しかし、国民の80%は、現在の象徴天皇制について特に異議を述べていない。この問題は、現在の規定にどのような不具合があるのか、また、具体的に不都合な事例がどの程度明確に調査されているのかによって決定すべきではないか。いずれにせよ、現時点において特に元首と明示をしなければならない社会的事象は、あまりないのではないか。

#### (C2)の主な見解)

憲法上の権能に照らせば、元首的権限を行使するのは内閣総理大臣であり、天皇はその上にあつて、憲法上の権能あるいはそれ以外に象徴としての地位にふさわしい行為を行う存在ではないか。

憲法上、主権者が国民であることははっきりしており、天皇は、主権者でも統治権の総攬者でもない。そういう意味では、象徴天皇は元首ではない。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成16年6月16日)

#### 第1章「天皇」

象徴天皇とは、権力なき権威としての存在を示し、象徴天皇制は定着しているし、的確であり、維持していくべきだ。

あくまで象徴天皇であるとしたうえで、それを表現として「元首」と呼んでもいいという意見もあるが、国政に関する権能を与えるなどの強いものにしない方がいいという意見が強い。

<参考> 国会における議論（「元首」の意味、天皇の元首性について）

（第113回国会・S63.10.11 参議院・内閣委員会）

政府委員（大出峻郎・内閣法制局第一部長） ただいまの御質問は、天皇は元首であるかどうかということに関連しての御質問かと思いますが、現行憲法上におきましては元首とは何かを定めた規定はないわけであります。元首の概念につきましては、学問上法学上はいろいろな考え方があるようでございます。したがって、天皇が元首であるかどうかということは、要するに元首の定義いかに帰する問題であるというふうに考えておるわけであります。

かつてのように元首とは内治、外交のすべてを通じて国を代表し行政権を掌握をしている、そういう存在であるという定義によりますならば、現行憲法のもとにおきましては天皇は元首ではないということになると思います。

しかし、今日では、実質的な国家統治の大権を持たなくても国家におけるいわゆるヘッドの地位にある者を元首と見るなどのそういう見解もあるわけでありまして、このような定義によりますならば、天皇は国の象徴であり、さらにごく一部ではございますが外交関係において国を代表する面を持っておられるわけでありまして、現行憲法のもとにおきましてもそういうような考え方をもとにして元首であるというふうに言っても差し支えないというふうに考えておるわけであります。

このような趣旨につきましては、昭和48年6月13日の参議院本会議におきまして田中内閣総理大臣が答弁され、また昭和48年6月28日の参議院内閣委員会におきまして当時の内閣法制局長官がそれぞれ答弁をしているところであります。

久保田真苗君（社） 憲法7条の中に国事行為というのがございますね。

それでは、さっきおっしゃった内政、外交を通じて国を代表し行政権を掌握する存在という意味からいえば、この憲法7条の国事行為のうち、一部に天皇が元首であるという、元首である天皇がするという事柄があるわけでございますか。

政府委員（大出峻郎君） 先ほども申し上げましたように、内治、外交のすべてを通じて国を代表し行政権を掌握している存在である、こういう定義によりますならば、現行憲法のもとにおきまして天皇は元首ではないというふうに申し上げたわけでありまして。

と同時に、先ほど元首に関連をして、天皇はごく一部ではございますけれども外交関係において国を代表する面を有するということを申し上げたわけでございますが、憲法7条におきましてはその第9号におきまして「外国の大使及び公使を接受すること。」と規定されておるわけでありまして。天皇はこの規定により、したがって内閣の助言と承認に基づいてでございますが、国事行為として、我が国に駐在するために派遣される外国の大使、公使の接受をされているのでございますが、これは、外交面において形式的儀礼的にはございませんけれども国を代表する面を有しているというふうに解されるわけでありまして。

久保田真苗君 7条のうち9号が形式的儀礼的な意味でそれに当たる、こういう御説明なんですけれども、ほかの国事行為についてはそういうことは言われないうわけですね。

政府委員（大出峻郎君） 憲法7条の国事行為の中には、主として外交関係に関する国事行

為として掲げられておりますのはただいま申し上げました第 9 号の「外国の大使及び公使を受け受すること。」ということのほか、全権委任状とか我が国の大使、公使の信任状の認証、それから批准書、その他の外交文書の認証というようなことを掲げておるわけでありませう。

このうち、憲法 7 条 9 号の「外国の大使及び公使を受け受すること。」というのは、国事行為として、先ほども申し上げましたように、我が国に駐在するために派遣される外国の大使、公使を受け受をされるのでございませうから、この点は、形式的儀礼的にはございませうけれども天皇がこの点において国を代表する面を有しておられる、こういうことであらうかと思ひます。

それに対しまして、全権委任状あるいは我が国の大使、公使の信任状の発出というのは、これはもともと内閣の権限に属することございませう。天皇はこれを認証されるだけでございませう。また、批准書、その他の外交文書の作成も、これは内閣の権限に属することございませう。天皇はこれを認証されるだけでございませう。そういう意味におきましては、先ほど申し上げましたような意味での外交関係において国を代表する面を有しているとは言ひにくいのではないかというふうな理解をいたしてございませう。

## 第2 皇位継承

衆議院憲法調査会における皇位継承についての主な議論は、女性による皇位継承を認めるべきか否かに関するものであった。後述のように(2参照) 衆議院憲法調査会報告書では、「女性の皇位継承権を認めるべきであるとする意見が多く述べられた」とある(296頁)。

### 【憲法の関連規定】

#### 〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

### 【参考】皇室典範(昭和22年法律第3号)

#### 〔男系主義〕

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

#### 「男系」の意味

家系において、男子の方のみを通してみる血縁の系統的關係。すなわち、血縁系の中に女子が入らない者相互の關係。皇室典範は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」としており、これが男系と女系を法律上区別している唯一の例である。

(法令用語研究会編「有斐閣 法律用語辞典(第3版)」(有斐閣、2006年)p.923)

### 1 男系男子による皇位継承についての意見

衆議院憲法調査会における議論では、女性による皇位継承を認めることは慎重に検討されるべきであるとする意見も述べられていた。

この意見は、女性による皇位継承を決して否定するものではないとしながらも、これまで皇位継承は男系男子によってのみ行われてきたという伝統を重視すべきであるとして、皇族女子による皇位継承を認めることについては、慎重に検討されるべきであるとするものであった。

#### A 1 明文改憲が必要とする意見

男系男子による皇位継承を維持すべきと考える場合、憲法上、皇位は男系男子が継承することを明記する意見も考えられる。

#### B 1 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

旧皇族の皇籍復帰や、旧皇族の男系男子を養子に迎えることにより、男系男子

への継承を維持するという考え方もある。

(参考：皇室典範第9条は、「天皇及び皇族は、養子をすることができない。」と規定しており、皇室典範は養子を禁止している。)

### C いずれも必要ないとする意見

現行の皇室典範第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と規定しており、すでに皇室典範が男系男子への皇位継承を定めていることから、現行のままでよいという考え方もある。

## 2 女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見

### A 2 明文改憲が必要とする意見

### B 2 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

衆議院憲法調査会においては、皇位継承については、主として皇室典範の問題として議論が行われた( B 2 )。なお、女性による皇位継承について、皇室典範ではなく、憲法に明記するという考えられる( A 2 )。

衆議院憲法調査会報告書では、「女性の皇位継承権を認めるべきであるとする意見が多く述べられた」とあり(296頁)、その論拠として次のようなものを挙げている。

日本国憲法は、大日本帝国憲法と異なり、皇位継承資格を皇族男子に限定していない。

皇位継承権を皇族男子のみに限定したままでは、皇統が途絶える危険がある。

世論調査では、女性の天皇を容認する意見が多数となっている。

女性の天皇を認めることは、男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流にも適うものである。

過去に女性の天皇が存在していたことがある。

現行の皇室典範では、男子の皇族にしか皇位継承権を認めていないが、摂政については現在でも皇族女子の就任を認めている。

王室を有する欧州各国では、女性による王位継承を認めている。

### 【皇位継承権を認める皇族女子の範囲について】

女性による皇位継承を認める場合、皇位継承権を与える皇族女子の範囲については、皇族男子に適当な皇位継承者がいない場合に限り、例外的に男系の女子に対して皇位継承権を認めるべきであるとする意見と、皇位継承権者の範囲を男系女子にまで拡大したところでそれは一時の摂位に過ぎず、天皇制の継続を考えれば、女系女子にまで皇位継承権を認める必要があるとする意見とに分かれた。また、この問題と関連して、女性による宮家の設立に伴う皇室財政への

影響、女性が天皇に即位した場合の配偶者の取扱い等が検討課題として挙げられた。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成16年6月16日)

第1章「天皇」

女性天皇については、皇室典範の改正論議に委ねるが、方向性としては認める方向で検討したい。

### 第3 天皇の行為

衆議院憲法調査会における議論では、天皇の行為については、国事行為の運用について見直しを検討すべきである等とする意見が述べられた。また、国事行為以外の行為のうち一部を公的行為として認識すべきであるとする意見、国事行為以外はすべて私的行為として認識すべきであるとする意見等が述べられた。

#### 【憲法の関連規定】

##### 〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

##### 〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

##### 〔天皇の任命行為〕

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

##### 〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

## 1 国事行為

衆議院憲法調査会における議論では、天皇の国事行為が「内閣の助言と承認」に基づいて行われる受動的かつ儀礼的なものであることを前提として、現在の国事行為のあり方等について意見が述べられた。

### A 明文改憲が必要とする意見

宮中祭祀は、政教分離原則との関係から、現在では天皇の私的行為とされているが、少なくとも大嘗祭は、我が国の文化的伝統であり、宗教的性格を有するものではないと考える。したがって、大嘗祭については、国の大事な儀式として、国事行為に加えるべきである。

### C いずれも必要ないとする意見

憲法に規定されている以上に国事行為を増やすことは、天皇に激務を強いることとなり、好ましくない。

天皇は「国政に関する権能を有しない」という憲法規範を厳格に守ることが重要であり、国事行為の種類を現在以上に増やすべきではない。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」(公明党憲法調査会、平成16年6月16日)

第1章「天皇」

(前略) 象徴天皇における国事行為については現行に異論はほとんどない。

## 2 国事行為以外の天皇の行為

衆議院憲法調査会における議論では、国事行為以外の天皇の行為をどのように認識するかについては、

公的性格を有する行為については、準国事行為又は国事行為を補完する行為として認識すべきであるとする意見(国事行為/公的行為/私的行為とに分ける三分説) と、

国事行為以外の行為については、すべて私的な立場での行為として考えるべきであるとする意見(国事行為/私的行為とに分ける二分説) とが述べられた。

### A 明文改憲が必要とする意見

天皇の象徴としての性格をより強固なものとするため、内閣の助言と承認に基づき、かつ、内閣が責任を負うという条件の下、公的行為を憲法に明記

すべきである。なお、公的行為には、国会の開会式や国民体育大会等への御臨席、外国訪問、被災地へのお見舞い等「象徴としての行為」と、皇室内部の諸行事、宮中祭祀等「皇室行為」の2種類が考えられる。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成24年4月27日）

（天皇の国事行為等）

第六条（1～4略）

5 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。

**B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見**

歌会始の儀、新嘗祭等、我が国の伝統・文化の継承に関わる行為については、皇室典範等に明記されるべきではないか。

**C いずれも必要ないとする意見**

この中には、**C1**（現行のままでよいとする意見）と、**C2**（憲法に明文の規定のない公的行為などは認めるべきではないとする意見）がある。

**C1**の考え方としては、例えば、現行憲法下でも天皇の行為に公的行為もあると政府は考えていることから<sup>2</sup>、現行のままでよく、明文改憲や立法措置は必要ではない、といったことが考えられる。

**C2**の考え方としては、衆議院憲法調査会報告書では、以下のような意見がある。

天皇が国政に関する権能を有しないという点を厳格に守ることは、国民主権の原理を具体化していく上で欠かせない。したがって、国事行為以外の行為については、象徴性を有しない私的な行為として考えるべきである。

【参考】日本共産党綱領（2004年1月17日第23回党大会で改定）

〔憲法と民主主義の分野で〕

11 天皇条項については、「国政に関する権能を有しない」などの制限規定の厳格な実施を重視し、天皇の政治利用をはじめ、憲法の条項と精神からの逸脱を是正する。

<sup>2</sup> 例えば、平成2年5月17日衆議院予算委員会議録 pp.3～4（工藤敦夫内閣法制局長官答弁）を参照。

【参考】 天皇による行為の分類及びその概念

行為分類論の諸説の概念

	天皇の行為				
二分説	国事行為	その他の行為			
三分説(1)	国事行為	公的行為	私的行為		
三分説(2)	国事行為	公的行為	その他の行為		
			公的性格ないし 公的色彩のある行為	純然たる 私的行為	
五分説	国事行為	公人行為	社会的行為	皇室行為	私的単独行為

各行為の概念

		概念	具体例
国事行為		象徴としての地位に基づき、国家機関として行う憲法上の行為	憲法第4条、第6条及び第7条各号に規定する行為
その他の行為	公的(公人)行為	象徴としての地位に基づく、公人として行う行為 <b>君主的側面</b> 天皇の意思を前提としつつ、内閣としての意思決定がなされ、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その効果は象徴たる天皇に及ぶもの <b>伝統的側面</b> 行為の内容に対する内閣の関わりは小さく、行為の意思の事実上の決定において天皇の意思が尊重されるべきもの ただし、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その行為の効果が象徴たる天皇に及ぶ	<b>君主的側面</b> ・国会開会式への行幸 ・認証官任命式への臨席 ・各種拝謁の実施 ・国賓行事 ・外国訪問 ・国際的大会の名譽総裁就任 ・国家的行事への臨席 ・天皇誕生日祝賀行事の主幸 ・社交的行事の実施 <b>伝統的側面</b> ・歌会始、講書始の主幸 ・地方行幸中の公式行事以外の日程 ・福祉活動の奨励、ねぎらいの行為 ・災害見舞 ・文化、産業の奨励
		私的行為	公的性格ないし公的色彩のある行為 社会的行為
	皇室行為		私人としての地位で、皇室を構成する者として行う行為 ・皇室内部の諸行事の実施 ・宮中祭祀の主幸
	私的単独行為	私人としての地位で、純粋な私人として単独で行う行為 ・私室での読書、研究、芸術鑑賞	

園部逸夫著『皇室法概論』(第一法規 平成14年)より作成

## 第4 国旗・国歌、元号

国旗・国歌、元号に関する規定を憲法に置くべきか否かについては、衆議院憲法調査会報告書では特段の記述はない。

現行憲法には、国旗・国歌、元号に関する規定はない。

【参考】国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）（抄）

（国旗）

第一条 国旗は、日章旗とする。

2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

（国歌）

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

【参考】元号法（昭和54年法律第43号）（抄）

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

### A 明文改憲が必要とする意見

国旗・国歌や元号について憲法に規定を置くべきとの考えを示している憲法改正草案等がある。なお、国民は国旗及び国歌を尊重しなければならないと定めるものもある。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成24年4月27日）

（国旗及び国歌）

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

（元号）

第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。

【参考】みんなの党 憲法改正の基本的考え方（みんなの党、平成24年4月27日）

（国旗国歌）

国旗を「日章旗」、国歌を「君が代」と明記

**C いずれも必要ないとする意見**

これに対しては、例えば、国旗及び国歌に関する法律や元号法が現在存在していること等から、憲法に国旗・国歌や元号に関する規定を置く必要はないとする意見も考えられる。

## その他の論点

天皇制についてのその他の論点としては、例えば、**国民主権と天皇制の関係**（1条参照）がある。

衆議院憲法調査会における議論では、国民主権と天皇制の関係について、以下のような意見が述べられていた。

主権在民との関わりにおいて、日本国民の統合の象徴とされる天皇及び天皇制をどう位置付けていくのかについて議論すべきである。

主権概念は必要ないという考えもあるが、過去に主権者であった天皇が象徴天皇として存在する状況であり、国民が主人公であるということを強調するためには、主権概念は重要である。

国民主権と結び付く民主主義は、すべて多数意思で決定することができる性質のものであるが、天皇制と結び付く伝統主義は、伝統と文化に重きを置くものであると考えれば、多数意思によっても変更できないものがあることを認めることになるのではないか。その延長線上で、象徴天皇制をどう理論的に明確にするのか、すなわち、我が国の体制が立憲君主制であるのか共和制であるのか、当然議論しなければならない。

主権が国民に存するというのを改めて確認しながら、天皇制の位置付けを考えるべきである。そのような観点からは、天皇を別格に置くことよりも、国民に近付ける努力をどうするかが21世紀にとって重要である。

【参考】公明党憲法調査会による「論点整理」（公明党憲法調査会、平成16年6月16日）

第1章「天皇」（抜粋）

象徴天皇制と国民主権をよりクリアにした方がよいとの意見もあり、今後の検討課題といえる。

【参考】憲法第1章のその他の条文

〔摂政〕

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

〔財産授受の制限〕

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。